内閣衆質二〇四第九号

令和三年一月二十九日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆 議 院議長 大 島 理 森殿

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

衆議院議員宮川伸君提出新型コロナウイルス変異株の水際対策とPCR検査の徹底に関する質問に対

する答弁書

一について

ウイルス 年十二月十九日 お尋ね \mathcal{O} (以下「変異株」という。) 「新変異株の存在を政府が認識した」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 (現地時間) に、 英国政府が、 が英国における新型コロナウイルス感染症の感染を拡大させた可能 従来よりも感染しやすい可能性のある変異した新型 令和二 コロロ ナ

一について

性があること等を発表したことについては、

遅くとも同月二十日までに把握している。

張 施、 二十三日に英国から からの お 同月二十六日に、 尋 ね 帰国 の変異株が確認された国及び地域からの入国者等に対する水際対策については、 |時及び再入国時 Ŏ, 全ての国及び地域からの新規 同月二十五日に南アフリカ共和国 において十四 日間 \mathcal{O} う待機の 入国を認める措置並びに全ての国及び地域 緩和を認める措置の [からの新規入国を認める措置 時停止等の実施 <u>の</u> 一 令和二年十二月 時停 令 0) 止 等の 和三 短 期出 年 実

月八日に、

全ての国及び地域からの入国者に対する出国前七十二時間以内に実施した新型コロ

ナウイル

日に、 り、 ス感染症に係る検査証明の提出の要求及び入国時の同感染症に係る検査の実施等の対策の実施 政府としては、 いわゆる「ビジネストラック」及び「レジデンストラック」 国内外の感染状況等を見極めつつ、必要な水際対策を着実に講じているものと考えて の運用の一 時停止の実施等を行ってお 同月十三

三の1から3までについて

1

ナウイルス感染症 12 症 と考えているか」 およびPC された人は合計何人か」 お の患者に対する医療に関する法律 御指 1 て適切に行わ 摘 \mathcal{O} R検査対象者の判断に厚生労働省は関係 事 例の主な事実関係については、 との (変異株) れているものと認識しており、 、 お 尋 との ね お尋ねについては、 の患者等の発生について」のとおりであり、 については、 (平成十年法律第百十四号) 御指 厚生労働省のホームページにおいて公表している 摘 合計で十人であると承知しており、 \mathcal{O} その際、 事 じたの 例に係る積極的 か。 厚生労働省においては、 関係している場合、 第十五条の規定に基づき、 疫学調査 「この事例で濃厚接触者に特定 は、 感染 その範囲 必要な技術的助言を また、 症 \mathcal{O} 予 所轄 は適当だっ 防及び 濃厚接触者 「新型コ \mathcal{O} 保)感染 健 た 口 所

行っている。

その他のお尋ねについては、 御指摘の事例における濃厚接触者が既に特定されており、また、 個人の特

定につながるおそれがあることから、 お答えすることは差し控えたい。

三の4について

御指 摘 の静岡 .県の事例の主な事実関係については、 厚生労働省のホームページにおいて公表している

「新型コロナウイルス感染症 (変異株) の患者等の発生について」のとおりであり、 感染経路 の詳細等に

ついては、 現在、 静岡県等において必要な調査が行われているものと承知している。

四について

御指摘の \mathcal{O} 「市中感染の状態を調査する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、 政府としては、

新型コロ ナウイルス感染症に係る検査の結果が陽性であることが判明した国内の検体について、 迅速に遺

伝子の 解析が行われるよう、 国立感染症研究所の体制の整備を行ったところであり、 引き続き、 変異株に

係る国内の監視体制の強化に努めてまいりたい。